

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0856)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和5年10月20日 非公開

開催日時	令和5年10月20日	13時30分～14時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>全員揃いましたので、定刻前より少し前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日は委員の皆様方全員ご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただくことがございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただ今から、第2回目の電気機械器具製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは、これから議事進行につきましては、■部会長にお</p>

	<p>願いいたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますので、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続を行っていただくことになります。 他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。 なお、本日のご審議の中で、個別協議等が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただ今の事務局からのご説明について、ご質問等ござりますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。 はい。それでは、事務局の説明のとおりといたします。 これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。 本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。 全会一致でとりまとめができますよう、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。 それでははじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側の [] より発言をさせていただきます。 特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働の最低賃金であります。したがって、地域別最</p>

	<p>低賃金より、相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。</p> <p>今年度の地域別最低賃金の全国加重平均の引上げ額は43円、時間額では1,004円となっております。先ほど申しましたように、地賃よりも高い水準の確保が必要であると考えているので、魅力ある群馬にすべく、全国加重平均も視野に入れた引上げ額を目標として、まず労側としては、県内4業種のそれぞれの最低額の加重平均が、1,068円となってございます。これを電気機械器具の965円との差額103円に対し、2年かけて引き上げる考え方のもと、「52円」を、まず要求いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者委員の[]でございます。</p> <p>ただいま、「52円」という要求額がございましたが、基本的には、常に屋上屋を架するもので不要というふうに主張しておりますけれども、金額の議論ということですので、こちらからもご回答させていただきたいと思います。</p> <p>私どもは常に、賃金改定状況調査の第4表、これを参考に基準として考えております。本年度Bランクの第4表①ですけれども、これは上昇率2.0%であります。965円の2.0%、19.3円。これを切り捨てて、「19円」というご回答をさせていただきたいと思います。以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは引上げ額「52円」の提示がありました。</p> <p>これに対し、使用者側委員からは「19円」の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。引き続き[]より発言をさせていただきます。</p> <p>特定最賃は、地域別最賃より相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。今年の群馬県の地域別最賃は40円、引上げ率にして4.47%。これを反映し、繰り上げて「44円」を要求します。</p>

	以上です。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員からもご意見をお願いいたします。
使用者委員	はい。■です。 「52 円」から「44 円」ということで、8 円下がったということですが、こちらも、今年特に最低賃金の議論の中で大きいポイントが、物価上昇率であります。令和 4 年の前橋の物価上昇率 3.0% という数字がございます。これを基本にしまして、965 円の 3.0%、28.95 円。これをちょっと繰り上げて、「29 円」を回答させていただきたいと思います。
部会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「44 円」が提示され、使用者側委員からは、「29 円」が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございます。 もう少し、歩み寄ることはできないでしょうか。 労働者側委員から、ご意見をお願いします。
労働者委員	はい。■より発言をさせていただきます。 今年度の最低賃金審議会では、先ほど ■ 委員からもありましたが、消費者物価指数が注視され、最終的には労使双方ともこの消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げで合意したと認識をしてございます。 したがって、現在の時間額に前橋の消費者物価指数 4.5% を乗じて「44 円」を要求いたします。
部会長	はい。ありがとうございます。 使用者側委員は、いかがでしょうか。
使用者委員	はい。■です。 「44 円」ですけれども、こちらとしますと、昨年、史上最高の引上げ額だったかなと思いますけれども、それと同額の、「30 円」を提示したいと思います。
部会長	はい。ありがとうございます。

	<p>労働者側委員からは、先ほどと同額「44 円」とするご意見があり、使用者側委員からは1円歩み寄って「30 円」の引上げ額が提示されております。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあります。</p> <p>賃金引上げについて、年々社会的関心が高くなっています。一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もあります。特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただけて、設定されるという性格のものであります。</p> <p>この趣旨をお汲みいただいたうえで、再度ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■より発言をさせていただきます。</p> <p>基本的な考え方では、先ほどの消費者物価指数の上昇率を考慮しますが、先ほどは繰り上げでした。今回は切り捨てて、「43 円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員は、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。やはり、労使でしっかりと決めたいと思いますので。歩み寄りという観点から、引上げ率 4.0%。965 円 × 4.0% で 38.6 円、切り捨てまして「38 円」をお願いします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者側委員と使用者側委員から、消費者物価指数を根拠にしたご意見と提示額をそれぞれ出していただきました。</p> <p>労使のご意見にかなり歩み寄りが認められるところですが、先ほども申し上げましたように、特定最低賃金につきましては、労使委員の皆さまがイニシアティブを十分に發揮することによって、円滑に審議がなされるものと理解しております。</p> <p>このため、合意を目指して更に歩み寄っていただくご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■です。</p> <p>先ほどより若干歩み寄っていただいたのかなと感じておりますが、まだまだ私どもの要求との乖離があると思います。</p> <p>一旦、ここで労使協議をさせていただければというふうに思いま</p>

	すが、よろしいでしょうか。
部会長	はい。ただいま労働者側委員から、労使協議を行いたいとの申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
使用者委員	はい。■でございます。 かなり金額が近づいてきておりますので、ここで一つ、労使で話し合わせていただきたいなと、こちらも考えます。 以上です。
部会長	はい。使用者側委員から労使協議の実施に同意するというご意見がありました。 それでは、労使協議のため、一時休会としたいと思います。 労使委員の皆さんが戻り次第、再開いたします。
	【協議のため、休会】
部会長	協議、お疲れさまでした。それでは、審議を再開いたします。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。 ご発言いただける委員の方、いらっしゃいますでしょうか。
労働者委員	はい。労側の■です。 まずは、協議の時間をいただきましたことに、感謝申し上げます。 ありがとうございました。 結論から申しますと、いただいた時間の中で、労使双方の主張をしつつ、最終的には「41円」の金額で合意を得ることが出来ました。ありがとうございました。経過につきまして、私の方から説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。
部会長	はい。お願ひいたします。
労働者委員	はい。まず、労側として、消費者物価指数を考慮した考え方は変わらず、一歩歩み寄って「42円」を要求しました。 それに対して使側も、一歩歩み寄っていただき、「39円」の提示でございました。 使側の歩み寄りはあったものの、まだ提示額には差があることから、踏み込んだ論議をしたい旨を伝え、再度、「42円」を要求させていただきました。

	<p>それに対し使側からは、更に歩み寄って、「40円」の提示をいただきました。</p> <p>それを受け労側として、地賃の引上げ額以上の結審を目指としている考えを踏まえつつ、一歩歩み寄って「41円」の提示をいたしました。</p> <p>対して使側からは、地賃と同額の40円での歩み寄りは、昨年度の過去最高額と比較しても大きな引上げ額となることから、再度「40円」の提示でございました。</p> <p>しかし、労側としては、今回地賃以上の引上げ額と、他県では目安額を上回る額での結審がされている地域もあり、群馬県においても地賃を上回る引上げ額にすることで、魅力ある産業、そして人材流出を防止する観点から、地賃を1円上回る「41円」を再度提示させていただきました。</p> <p>それに対し使側から、これまでの労使関係を鑑み、歩み寄りに加えて労側のこだわる地賃より1円上回る「41円」で合意をいただきました。</p> <p>合意をいただき、使側の皆様には、本当に感謝申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私からの説明は、以上になります。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今■委員からご発言があり、労使協議の結果、本製造業の最低賃金を41円引き上げること。時間額を1,006円とすることで合意されたとのご報告をいただきました。</p> <p>念のため、使用者側委員にもお尋ねしますが、よろしいでしょうか。</p>
使用者委員	<p>■です。</p> <p>ただいま、■委員の発言のとおりでございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の労使委員の方も、よろしいでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>それでは、労働者委員と使用者側委員におかれましては、本製造業の最低賃金額を41円引上げ、時間額で1,006円に改正することで合意されたことを確認いたしました。</p> <p>公益委員の方は、このことについてご意見ございますでしょうか</p>

	か。
	【異議なし】
部会長	<p>皆様、ご同意いただきありがとうございます。 それでは、まとめさせていただきます。</p> <p>本専門部会では、本製造業の最低賃金額を、現行の965円から、41円引上げて、時間額1,006円とすることを、全会一致で決定させていただきます。</p> <p>この後の手続については、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。専門部会で、全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づきまして、手続を行わせていただきたいと思います。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の（案）と答申文の（案）をご用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。
	【休会】
	【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】
部会長	<p>では、会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書について、ご説明をお願いします。</p>
事務局	はい。ただいまお配りいたしました報告書について、読み上げさせていただきます。
	【報告書（案）朗読】
部会長	はい。ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきました。この内容でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	では、専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認

	<p>しましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することといたします。</p> <p>続いて、答申文について、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただきます。これによりまして、答申文は審議会会长名で作成しているところでございます。</p> <p>お手元の、(案) ご覧いただきたいと思います。こちらを読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p>
	【答申文 (案) 朗読】
部会長	<p>ただいま委員の皆様に、答申文の(案)を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p>
	【部会長より基準部長へ答申文を手交】
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の皆様ご協力により、全会一致で取りまとめることができましたことに、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご答申をいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に、今後の予定をご説明させていただきます。</p>
基準部長	<p>改めまして、労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、■部会長様から令和5年度の電気機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p>

	<p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月9日に諮問をさせていただき、その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われましたことにつきまして、改めまして心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。また、併せて、多くの関係者の皆様に、最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>では、今後の予定について、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日について、でございますが、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>従いまして、すべての業種の答申が出揃いましたら、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合は、公示期間終了後に審議会を開催して、異議の審議を行っていただくことになります。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続をとることが出来た場合は、効力発生日は最短で12月29日になる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数の制限がかかった場合など、諸事情により官報掲載日がズれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報に関連しまして、公示にあたり、公示文が法令用語に準拠する必要があるため、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、今後の予定について、ご説明いただきました。</p> <p>1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日とすること。また、</p>

	<p>今後、異議の申出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって12月29日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにしたいと思います。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>特にご意見等ないようですので、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議お疲れ様でした。</p>